

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月及び同年7月の付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月及び同年7月

私の国民年金手帳に昭和59年6月8日資格取得、同年8月1日資格喪失及びⓄ申出と記載されているとおり、A市役所B支所で加入手続を行ったのは間違いなく、保険料納付も行った。申立期間について未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について申立期間と申請免除期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、被保険者となった日に「昭和59年6月8日Ⓞ申出」、被保険者でなくなった日に「昭和59年8月1日」の記載があり、A市の確認印も押されていることから、申立期間について国民年金に加入し、付加保険料の申出を行ったと考えられ、行政側の記録管理に不備があったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、付加保険料を含めて、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和21年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年4月から同年9月までは60円、同年10月から22年3月までは300円、同年4月及び同年5月は330円、同年6月から23年2月までは300円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から23年3月1日まで

昭和14年6月5日に入社以来、60年2月15日に定年退職するまでA社に勤務した。途中、記録漏れがあることを「ねんきん特別便」で知った。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所が保管する人事原簿、事業所からの回答及び雇用保険の記録などから判断すると、申立人がA社B支社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿及び人事原簿の記録から、昭和21年4月から同年9月までは60円、同年10月から22年3月までは300円、同年4月及び同年5月は330円、同年6月から23年2月までは300円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行っ

たか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から51年3月まで

20歳になった時に、市役所から国民年金保険料の免除申請を勧められ、免除の手続をした。その後、市役所から送付されてきた免除期間分の国民年金保険料の一括納付の通知により追納したので、申立期間が未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を追納したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、国民年金の加入手続、保険料の免除申請手続及び追納手続に関する申立人の記憶が曖昧であるため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年3月1日に払い出されており、この時点では、申立期間の国民年金保険料の免除申請をさかのぼって行うことはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間直後の昭和51年4月から52年3月までの申請免除期間の国民年金保険料を61年7月に追納していることが確認できるが、その時点では、申立期間については、仮に申立期間が免除期間であっても時効により保険料を追納できない期間であるほか、申立人が申立期間の国民年金保険料について免除され、その後追納したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの期間及び昭和52年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から51年3月まで
② 昭和52年4月から53年3月まで

国民年金保険料が免除承認された申立期間について、市役所へ全部追納したので、申立期間が申請免除期間とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を追納したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、国民年金保険料の追納に関する申立人の記憶が曖昧^{あいまい}であるため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、A市B会館で追納したと主張しているが、現年度の国民年金保険料については同会館で収納していたが、追納保険料については収納していなかったことが確認できる。

ほかに申立期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、昭和53年3月の保険料の納付事実が確認できなかった旨の回答をもらった。同年3月15日に会社を退職し、厚生年金保険料の納付は同年2月分までで、同年3月からは国民年金に加入し保険料を納付する必要があることを会社から聞かされていたので、A町役場に保険料を持参し納付した記憶がある。申立期間が未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続に関与しておらず、納付時期、納付金額等についての記憶が明確でないことから保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、昭和53年3月15日に会社を退職し、同年3月中に申立期間の国民年金保険料の納付についてA町役場に問い合わせたところ、職員から「すぐに保険料を持参してください。」と言われて、2週間以内に父親から手渡された保険料を役場に持参したと申し立てているが、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前に払い出された任意加入者の国民年金被保険者資格取得日から、同年4月12日以降に行ったと推認でき、役場職員から勧められて納付したとする時期には、加入手続がなされていなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から8年3月まで
仕事を辞めて収入が少なくなり国民年金保険料の減免措置(免除)を受けていたが、将来の年金受給額が満額もらえないと不安になり、預金を下ろして減免措置を受けていた期間の追納を一括で行った。申立期間について、免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録では、申立期間に係る保険料の追納申出が平成13年10月15日にあり、追納納付書が発行された経過は記されているが、保険料が納付された記録は無い。

さらに、申立人が一括納付したとする時期は、平成8年から9年と主張しているが、13年10月に追納申出が受け付けられていることから、申立人の主張には不自然な点が見られる。

加えて、申立人はA町B支所において、申立期間の保険料を現金で一括納付したと主張しているが、同支所では保険料の追納はできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年11月から60年3月までの期間及び同年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年11月から60年3月まで
② 昭和60年10月から61年3月まで

Aでの仕事を辞めて親元であるBに帰ってきた時に、共済年金から国民年金に切り替えて加入し、保険料を銀行の口座振替で納付したので、申立期間について未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年4月10日に払い出され、57年11月1日にさかのぼって資格取得していることから、この時点では、申立期間①のうち57年11月から58年12月までの保険料は、時効により納付することができない。

さらに、申立期間①のうち昭和59年1月から60年3月までの保険料は過年度保険料となり、申立人が主張する口座振替による納付はできず、申立期間②は国民年金加入手続と同時に口座振替手続を行ったとしても、同様に過年度保険料となり、口座振替による納付はできないと考えられる。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 590

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から49年6月まで

長女を出産した時に、義父に勧められA市で国民年金に加入し、夫の保険料と一緒に集金人に支払っていた。当時、集金人は自宅に来て年金手帳に印紙をはり、もう一方には検認印を押していた。集金人は、印紙をはった台紙を一年ごとに切り取り持ち帰った。B市に転居した時も、以前と同じように夫の実家のA市で保険料を支払ったと思う。申立期間について、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の所持する国民年金手帳の「初めて被保険者となった日」は、「昭和61年4月1日」と記載されており、社会保険庁の記録と一致していることから、申立期間は、国民年金の未加入期間となり保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、昭和48年9月にB市に転居後も、保険料をA市で納付したと申し立てているが、制度上、住所地以外の市では保険料を納付できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年10月まで

私は、昭和34年ごろからA市にある夫の会社の社宅に住んでおり、そのころ、井戸端会議等で国民年金の存在を知り、いずれは義務化されると聞いていた。36年2月に次男が生まれた時に、夫が私の国民年金の加入手続をし、私が町内会の集金人に保険料を納付していた。

保険料の領収書をどのように受け取っていたのかは覚えていないが、当時の保険料は400円ぐらいだったと思う。申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年12月6日に払い出されており、同年11月15日に任意加入被保険者の資格が取得されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A市が保管する国民年金被保険者名簿を確認しても、申立期間は未加入期間とされている。

加えて、申立人は申立期間後にA市で国民年金に加入した後、B市に転居し、再びA市に転居していることが確認でき、A市に2回目に居住した期間の保険料額が申立人の記憶する保険料額に近いことから、申立人は、この当時の記憶を申立期間の保険料納付と混同している可能性がある。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 592

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月から38年3月まで
申立期間当時、自宅の表札の裏に200円から300円程度の硬貨をはり付けて、集金人を通じて国民年金保険料を納付していたと思うので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、保険料納付についての申立人の記憶が曖昧であるため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和37年4月26日に払い出されており、36年6月21日にさかのぼって被保険者資格が取得されていることから、申立期間の一部は過年度となり、集金人に国民年金保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 593

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から 57 年 3 月まで
結婚のため会社を辞めたので、昭和 55 年 10 月に国民年金に加入し、以後保険料を納付していたのに、申立期間の納付記録が無い。
町内の方が月末に保険料の集金に来てくれていたことを覚えており、申立期間の保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、「昭和 57 年 4 月 28 日に任意加入被保険者の資格を取得した覚えは無い。」としているが、申立人が所持する年金手帳を確認しても、同日が任意加入被保険者の資格取得日と記載されており、申立期間の被保険者資格については記載されていないことから、同期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡や申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 594

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月から同年5月まで

平成2年1月に国民年金に任意加入して以後、5年5月26日に資格喪失するまで、国民年金保険料を納付していた。社会保険庁の記録において、申立期間の保険料を納付した記録が無いのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、保険料の納付時期、納付金額等についての申立人の記憶が曖昧であるため、保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険庁の記録では、申立人が任意加入被保険者の資格を喪失したのは平成5年2月1日とされているところ、申立人が所持する年金手帳には、同年5月26日と記載されている。その理由については不明であるが、申立人が当時居住していたA市が保管する資料を確認しても、資格喪失日は同年2月1日とされており、申立期間の納付記録は無い。

さらに、申立人は、任意加入被保険者となった平成2年1月から同年3月までの期間、同年7月及び4年3月の保険料が未納であり、任意加入前の昭和62年4月から平成元年12月までの保険料も未納であることを踏まえると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものとは推認し難い。

加えて、申立人は、「満60歳以降に国民年金に任意加入したのは、満60歳の時点で年金の受給権を満たしていたが受給額を増やしたかったためである。」と回答しているが、社会保険庁の記録を見ると、申立人は満60歳の時点では老齢を事由とする年金の受給権を満たしておらず、受給権を満たしたのは、平成5年3月1日に4年5月及び同年12月の保険料を納付したことによるこ

とが確認できることから、その主張とは相違する。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月及び同年6月

失業した時に、A公共職業安定所の担当者から、「会社勤務の場合は、厚生年金保険に加入し、個人が経営する事業所勤務の場合は、国民年金に加入する必要がある。」と教わった。

B事業所に勤務していた申立期間に、A市役所C支所で国民年金の加入手続をして、窓口で保険料を納付していた記憶がある。

社会保険庁の記録では、申立期間の納付記録が無いとされているが、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年12月26日に払い出されており、平成20年6月4日に厚生年金保険の加入記録(昭和47年7月31日から49年12月21日まで)が確認され、国民年金の被保険者資格の取得日が昭和49年12月21日に訂正されるまで、同年11月1日が被保険者資格の取得日とされていたことを踏まえると、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月 29 日から同年 10 月 1 日まで

私は、A社において退職日を昭和 59 年 9 月 30 日とすることを事業主に伝えていた。ところが、後になって分かったことだが、同日は日曜日であったため、私を含めた従業員全員が休業だった。

しかし、私は、昭和 59 年 9 月 30 日に退職すると事業主と約束していたのであるから、厚生年金保険の資格喪失日は同年 10 月 1 日となるべきである。

資格喪失日が昭和 59 年 9 月 29 日とされていることには納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、A社は既に全喪しており、人事記録、賃金台帳等の資料は廃棄済みであるが、当時の事業主に聴取したところ、「申立人はパートタイム従業員であったので、その給与は時間給であり、最終勤務日を退職日としていた。申立人と退職日を月末にすると約束した覚えは無く、申立人の給与から昭和 59 年 9 月分の厚生年金保険料は控除していない。」との回答があった。

さらに、当時の同僚は申立人の退職日を記憶しておらず、申立人自身も昭和 59 年 9 月 30 日は勤務していないとしていることから、申立人が同日まで厚生年金保険の被保険者であったとは認め難い。

加えて、雇用保険の資格喪失日も厚生年金保険の記録と一致している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。